

厚労科研 辻井班（発達研修開発）

1) 10. 個別の（教育）支援計画

井上雅彦

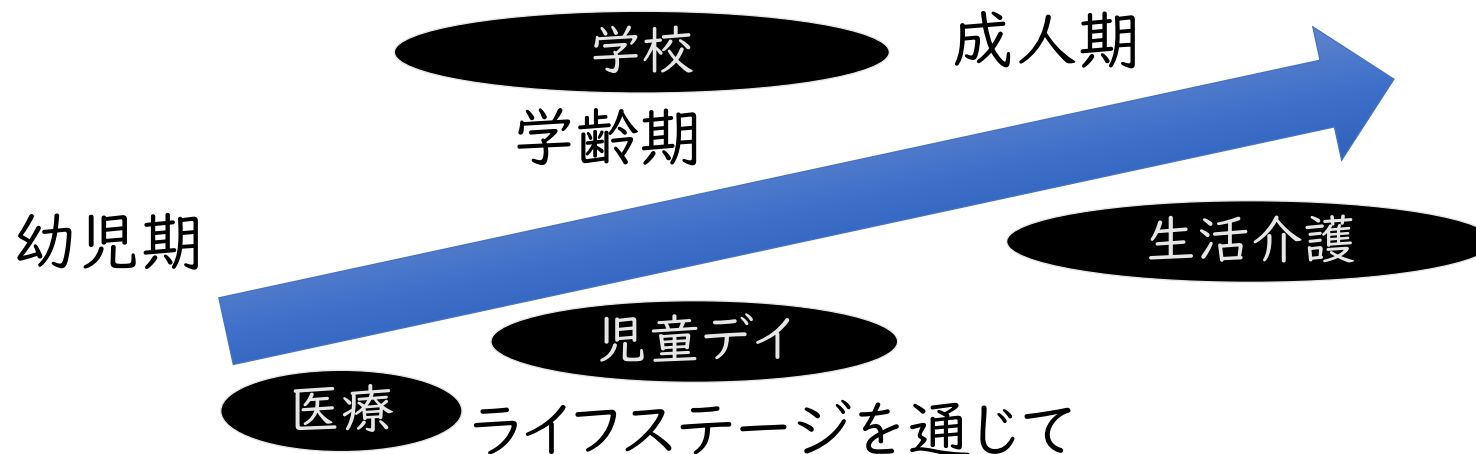
鳥取大学大学院医学系研究科

臨床心理学講座

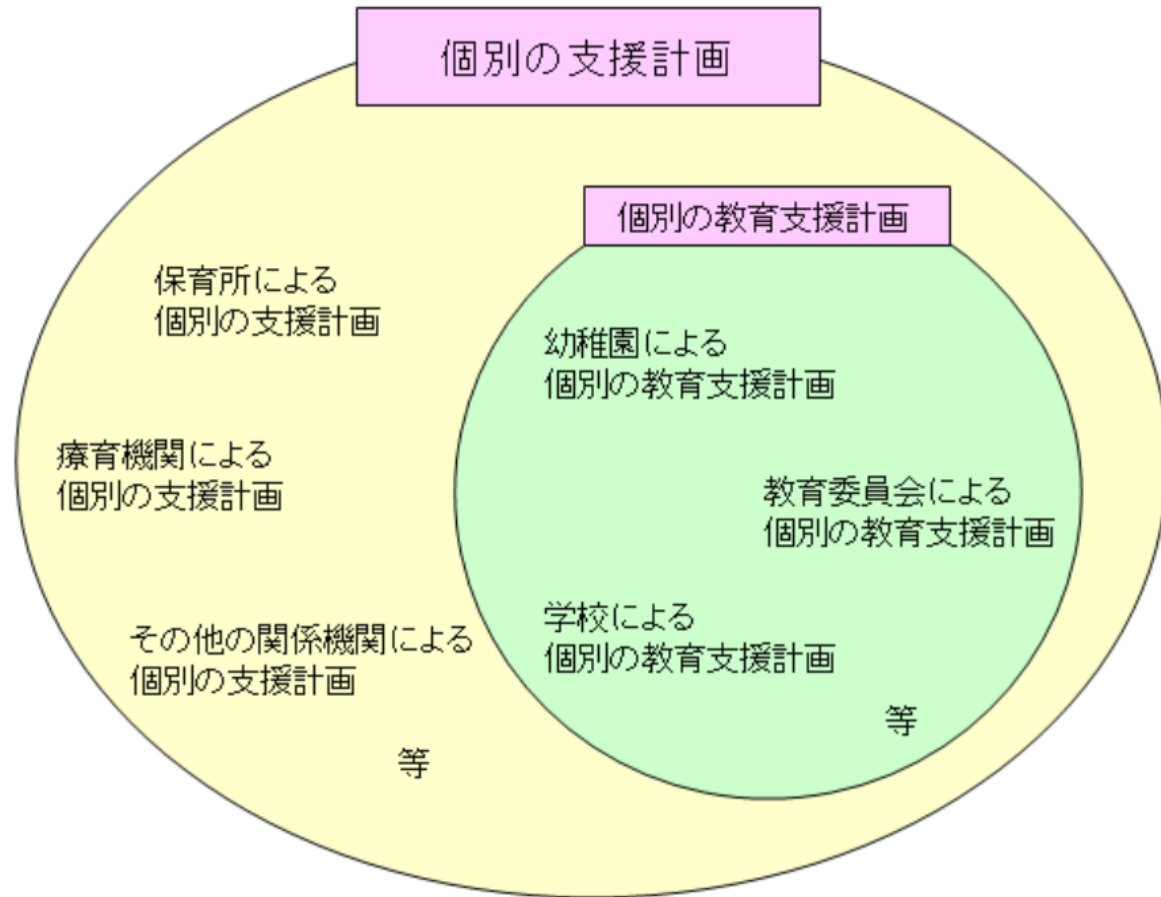
www.masahiko-inoue.com

個別の支援計画 (個別の教育支援計画)

- 特別な支援を必要とする方に対して、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携・協力し、幼児期から就労まで、一人ひとりのニーズを正確に把握し、地域の中で長期にわたり一貫した適切な支援を行うことを目的として、策定される。
- 発達障害者支援法（平成28年改正）において作成推進が明記されている。



「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」の関係



「個別の支援計画」を関係機関等が連携協力して策定するときに、学校や教育委員会などの教育機関等が中心になる場合に、「個別の教育支援計画」と呼称しているもので、概念としては同じものである。

文部科学省

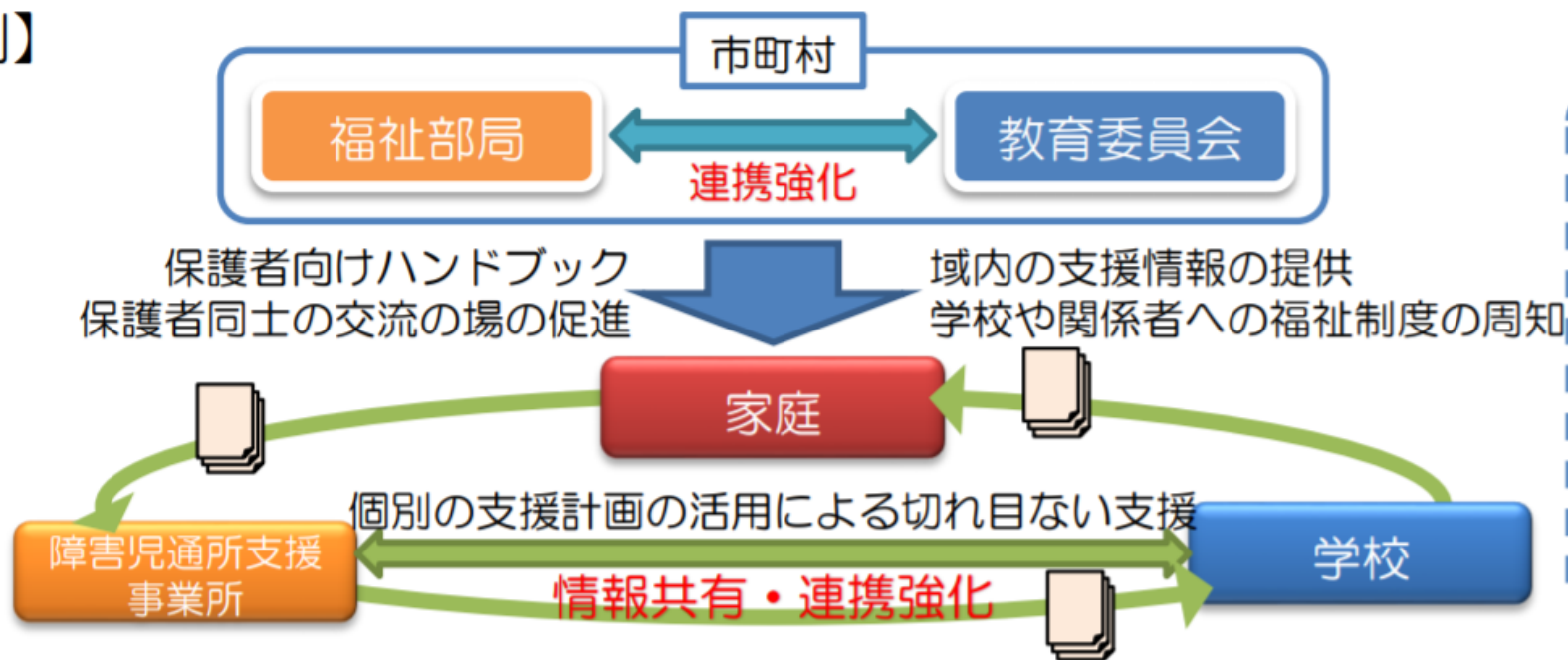
HPhttps://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1366403.htmより引用

家庭と教育と福祉の連携 「トライアングル」プロジェクト(2017)での活用

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

- ・ 文部科学省
- ・ 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告より引用
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/06/11/1405916_02.pdf

個別の（教育）支援計画の対象

- 児童発達支援、生活介護、入所などの福祉機関を利用する対象児者
- 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒 <全員作成>
- 保育園・幼稚園・小中学校・高等学校等の通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒 <努めること>
- 特に診断名がなくても、特別な支援が必要な対象児者は、策定の対象となりうる。

策定にあたって

- 障害や発達上の課題が明らかになり、支援の必要性が確認されたときに、対象児者が在籍または関与している関係機関の職員が策定する（チームでの策定が望ましい）。
- 個別の支援計画は様々なアセスメント情報をもとにPlan-Do-Check-Actionによるサイクルで活用することが求められる。
- またこのサイクルの中で保護者との情報共有やニーズを取り入れながら進めていく。

同意と個人情報の保護

- 原則として保護者への説明と同意が必要
- どの機関で情報共有するかについても合意が必要
- 情報の管理については万全を期すこと
- 同意が得られないが作成が必要な場合もある
 - 例 要保護対策協議会などは守秘義務を解除し機関同士で情報共有を行う

書式・項目

- 多くの自治体ごとにオリジナルの書式があり、その場合はそれを利用する
- 自治体の書式がない場合は他の地域の書式を参考にするとよい
- 以下、支援計画に共通する項目について重要な点を整理していく

生育歴・家族の状況・身体状況

- 生育歴 指導や支援に必要な事柄を記入する。乳幼児期の様子や行動の特徴も、本人の実情を理解する上で重要な資料となる場合は記入する。
- 家族の状況 きょうだい、保護者の就労の有無、パートナーの存在を確認できる。直接支援計画には載せにくいのが、育児を理解し協力してくれる家族成員はだれか、保護者のストレスや心理的特性などもチェックしておく。

療育・相談歴・心理検査等

- これまでに医療機関、福祉機関等で受けてきた療育や相談があれば、機関名と年月日を記入する
- また、知能検査、心理検査を受けていれば、その結果の概要と実施年月日を記入

対象児者の実態

- 特別な配慮に基づく支援を開始した時の様子について記入する。
- 印象だけではなくアセスメントから得られた情報を活用する
- 現担当、担任の気付きだけではなく、前担任、学校であれば生徒指導主任、養護教諭、通級指導教室担当者等の意見も参考に記入する。
- 本人の自己理解についても記載。

心理的及び医学的立場 他機関からの意見や支援

- 医師や心理師等の所見、これまでに受けた支援の内容について記入する。
- 診断等の所見や投薬等の内容を記入する。
- 児童相談所、他校の教員、地域コーディネーター、巡回相談員等の所見があれば記入する。

引継事項（過去の情報）

- 前の学年において、どのような支援を受けてきたか、またその必要性は？
 - 例) 昨年の運動会では競技がないときは教室で好きな活動をして休憩していた
- 以前の学校・園、事業所での様子。例えば小学校では幼稚園や保育所でどのように過ごしてきたか

保護者の願い・進路や就職等に関する希望など

- 本人、保護者が将来についてどのような願いをもっているのか十分に聞き取り、記入する。
- また、本人と話し合う中で、本人の希望や意思を記入する。
- 適切な指導や必要な支援を考える際、本人・保護者の意向を踏まえることは重要。
- 支援者との乖離がみられる場合は、説明の不足、情報共有などが不備である可能性もある。

長期目標・重点目標

- 長期目標は特に何年先という定義はないが、学習面、社会性、コミュニケーション、基本的な生活習慣、自己コントロール、適応行動、行動上の問題など、子どもの実態に応じて、期間や目標を立てていく。重点目標の欄がある場合、重点目標を1年とし、複数学年にまたがるものを長期目標とする。
- 「願い」ではなく具体的な行動目標であることが大切。

主な支援の内容・方法・評価

- 重点目標を達成するために行う主な支援の方法や指導内容等を記入する。
- 個別の教育支援計画の場合、これをもと、詳しく内容や方法を具体化させたものが、「個別の指導計画」となる。
- 学習面、社会性、コミュニケーション、基本的な生活習慣、社会適応、行動上の問題など領域別に具体的に記述し、評価もできるだけ客観的な指標を用いる。

引継事項（将来に向けて）

- 小学校就学、中学校入学、中学校から高等学校等への進学など、本人や家族にとって大きな環境変化がある。
- 環境が変化する中でも、必要な支援が継続するようにポイントを伝え、引継ぎのための話し合いでなされたことを文書化しておくことも必要。
- 個別の（教育）支援計画、様々な書式がインターネットサイトから入手可能。
- 個人情報保護管理を徹底しつつ、連携に活用していくこと。